

# 新型コロナウイルスに関する地区及びクラブ運営ガイドライン

2022年9月1日

国際ロータリー第2780地区  
2022-23年度 ガバナー 佐藤祐一郎  
同 地区危機管理委員長 石田 隆

## はじめに

本ガイドラインは、国際ロータリー第2780地区内各ロータリークラブに向けて、COVID-19(新型コロナウイルス)感染流行下における地区及びクラブの事業(例会・委員会・奉仕活動・親睦行事等)を実施の可否を判断する際の参考として要請するものです。

したがって、本ガイドラインには拘束力や義務はありません。また、行事等の実施最終判断は、地区が主管する行事の場合、地区ガバナー又は委嘱を受けた委員長、各ロータリークラブの場合は各クラブの責任となります。

それをご理解の上、本ガイドラインを参考に、全ての会員の安全と健康を保持し、クラブを守るよう努めて頂きたいと思っております。

当ガイドラインに関するご質問、ご相談は、地区危機管理委員会又はガバナー補佐へお願い致します。

神奈川県 新型コロナウイルス感染症対策ポータル等のホームページを参考にして感染予防に努めるようお願い申し上げます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>

## ガイドライン内容

1. 感染予防対策推奨事項
2. 集会及び事業実施の可否判定基準及び連絡方法
3. 会員に感染者(陽性反応)が出た場合の対応

# 1.感染予防対策推奨事項

## 【例会場など】(推奨)

### 入場前

- 健康申告 ※
- 検温(37.5 度以上)
- 手指の消毒
- マスクの着用確認

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、  
関節筋肉痛、下痢・嘔吐などの有無の確認

### 会場内において

- 3密回避の施策
- 換気
- 会話による飛沫防止策
- 会食への配慮(大皿から取り分けるような料理を避けるなど)
- 水分補給の注意喚起
- 出席者名簿の整備(可能であれば着席記録等)
- その他

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

**場面① 飲酒を伴う懇親会等**

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に懇親会などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、皿し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



**場面② 大人数や長時間におよぶ飲食**

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。




**場面③ マスクなしでの会話**

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



**場面④ 狭い空間での共同生活**

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



**場面⑤ 居場所の切り替わり**

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 2.集会及び事業実施の可否判定基準及び連絡方法

原則として、以下の指示(命令)順に判定します。

指示の優先順

1. 国(国際機関等も含む)
2. 都道府県(近隣、特に隣接都県の基準も含む)
3. 市町村(近隣、隣近接自治体の基準も含む)
4. 国際ロータリー又は地区ガバナー
5. クラブ理事会

《例》

- ・ 国の緊急事態宣言が発令された場合は、全ての事業を再検討する
- ・ 神奈川県知事が「県内の50人以上の集会の自粛要請」を出した場合  
50人以上のクラブは、例会を含め全ての集会に関して自粛要請に従う  
または、ZOOM利用の集会にする  
50人以下のクラブの場合、50人以上にならない集会の判断は各クラブが行う

## クラブ

### クラブ例会・行事を中止する場合の手順の例

対面、オンラインなどの方法で理事会を開催し、決議を可及的速やかに全会員に通知することが望ましい。(理事会の開催にあたり理事メンバーの安全にも配慮のこと)

#### ロータリークラブ標準定款

第7条 会合

第1節 - 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
  - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
  - (2) 会員の葬儀の場合
  - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
  - (4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

=以下略=

※ 例会の開催取消に関しCOVID-19では、標準定款第7条第1節(d)-3が適応されます。

## 地区(ガバナー補佐)への報告

### 【クラブが開催取消を決めた場合】

- ・クラブ理事会での決定内容
- ・決定がなされた理事会の日時
- ・理事会の出席者(役職)
- ・中止又は休止される行事・事業
- ・期間
- ・会員への告知の状況
- ・他クラブへの通知の状況
- ・その他

以上を電子メールでガバナー事務所とガバナー補佐へ1週間以内に報告

### 【クラブが開催方法を変更する場合】

(対面例会をオンラインに変更する、日時を変更するなどのケース)

- ・クラブ理事会での決定内容
- ・決定がなされた理事会の日時
- ・理事会の出席者(役職)
- ・変更内容の概略
- ・期間(日程が延期される場合)
- ・会員への告知の状況
- ・他クラブへの通知の状況
- ・ゲスト・ビジター受入の可否
- ・その他

以上を電子メールでガバナー事務所とガバナー補佐へ1週間以内に報告

## グループレベル会合

- ・ガバナー補佐(複数ガバナー補佐が委嘱されている場合はその全員)は、地区ガバナーと協議し中止又は変更を決定する
- ・決定内容は、ガバナー補佐より速やかに各クラブ会長へ通知され、クラブ会長はクラブ会員に周知する
- ・ガバナー補佐は、ガバナー事務所に連絡の上、中止又は変更の通知先・方法などを指示できる
- ・地区ガバナーは、他グループガバナー補佐へ本協議内容及び決定を報告する

## 地区委員会 (セミナー等の事業も含む)

担当地区委員会委員長と地区ガバナーと協議し中止又は変更を決定する。

### 【委員会日程や開催方法を変更する場合】

担当委員長は、変更内容を速やかにガバナー事務所と地区幹事(及び担当副幹事)へ報告  
 変更内容を正確にガバナー事務所へ通知  
 ガバナー事務所はその通知内容を、電子メール又は FAX 等で関係者へ連絡をする  
 必要に応じ、ホームページ等に掲載する

上記に関する相談・質問・問い合わせは、ガバナー補佐を通じ危機管理委員会へお願い致します。

なお、国際ロータリー及び国際ロータリー第 2780 地区及び関係者は、クラブ又は多クラブ間事業における中止等により発生するキャンセル料や損害等に関して、一切の責務を負いません。

## 3. 会員に感染者 (陽性反応) が出た場合

感染が疑われる場合は、直ちに保健所ないし指定の医療機関に行き検査を行って下さい。  
 もし不幸にして感染(陽性反応)であった場合、患者に対し保健所ないし医療機関より適切な指導が施され、その指示に従って治療等に移行します。全ては専門家の指導の下、となります。

**会員が感染した場合、クラブへの通知は不要**です。ただし、保健所等から「ロータリークラブにも(特定の委員会やロータリアン等も含め)通知した方がいい」と言われた場合は、その指示に従って下さい。会員の家族や近い人が感染者となった場合でも、特に関係機関から指示がなければ**クラブに通知や状況を開示する必要はありません**。

そして、会員に感染者が出たとしても、それを理由に**クラブを休会する必要はありません**。

また感染の情報を知った場合も、**不用意に人に話しせず静観**して下さい。どのような状況であっても**プライバシーを保護**するのは義務です。冷静に行動しましょう。

どのような時も感染予防対策とエチケット・プライバシーを守り安全に配慮する必要があることを忘れないで下さい。

誇りあるロータリアンとして感染予防でも地域をリードする立場を保ち続けて下さい。

感染症対策については本書にも記載していますが、詳しくは神奈川県などが開設しているホームページをご覧ください。

このガイドラインの有効期限は、2023年6月30日とします。